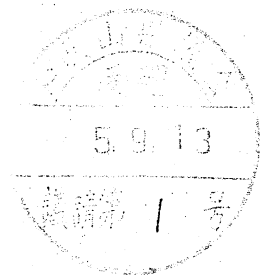




現行の健康保険証を残すことを求める請願

紹介議員

奥村 規子



1. 請願の要旨

政府が2024年秋に健康保険証を廃止することに対して、廃止を中止し健康保険証を残すよう国に意見書を提出して下さい。

2. 請願理由

2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案が可決成立しました。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながるものです。

その後、マイナンバーカードの誤交付や別人へのひも付けなどの誤登録、医療機関に設置されているオンライン資格確認等システム機器のトラブルなど、生命や個人情報に関わる問題が全国で起きており国民の間に不安が広がっています。各種世論調査でも、健康保険証の廃止の中止や延期を求める声が多数を占めています。

障害のある方、寝たきりの方や認知症の方など弱い立場にある方々にとってはマイナンバーカードの取得や更新手続き等は非常に困難です。

こうした中で岸田首相は8月4日に開いた記者会見で、2024年秋に健康保険証を廃止する方針を維持した上で、資格確認書の有効期間を1年としていたものを最長5年に延長する旨を表明しました。しかし、健康保険証を現行のまま残せば、資格確認書を発行する必要はありません。

現行の健康保険証はこれまで通り残し、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とすべきです。

以上の趣旨から、請願の要旨に記載した事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出するよう請願します。

令和5年 9月13日

和歌山県議会議長

濱口 太史 様

請願者

和歌山県和歌山市湊通丁南1丁目1の3

和歌山県社会保障推進協議会

代表幹事 佐藤 洋一

電話 073-425-9355